平成28年分　給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特

給与の支払者受付印

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）		（フリガナ）あなたの氏名	ネンマツ　タロウ 年末　太郎　㊞
	給与の支払者の法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人を除きます。）が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）		あなたの住所又は居所	東京都年末区調整町１－２－３

◆給与所得者の保

生命保険料控除

	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名
一般の生命保険料				
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A　円		Aの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算し
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B　円		Bの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算し
介護医療保険料				
	(a)の金額の合計額	C　円		
個人年金保険料				
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D　円		Dの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算し
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E　円		Eの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算し

計算式Ⅰ（新保険料等用）※

A、C又はDの金額	控除額の計算式	B
20,000円以下	A、C又はDの全額	25,000
20,001円から40,000円まで	A、C又はD×1/2+10,000円	25,001円から50,000円まで　B又はE×1/2+12,500円
40,001円から80,000円まで	A、C又はD×1/4+20,000円	50,001円から100,000円まで　B又はE×1/4+25,000円
80,001円以上	一律に40,000円	100,001円以上　一律に50,000円

円

必要事項の記入

後は表に従って計算します

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

配偶者特別控除

あなたの本年中の合計所得金額の見積額	1,300,000 円（1,000万円を超える場合は申告できません。）		
（フリガナ）配偶者の氏名	年末　花子（ネンマツ　ハナコ）	配偶者の生年月日	明・大・昭・平　** **
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所			
非居住者である配偶者		生計を一にする事実	

○　次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。
あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。
また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

○　配偶者の合計所得金額（見積額）を次の表により計算してください。

所得の種類		収入金額等ⓐ	必要経費等ⓑ	所得金額（ⓐ－ⓑ）
給与所得	①	円 1,300,000	円 650,000	（マイナスの場合は0）円 650,000
事業所得	②			
雑所得	③			
配当所得	④			
不動産所得	⑤			
退職所得	⑥		（退職所得控除額）	（ⓐ－ⓑ）×1/2 又は（ⓐ－ⓑ）
①～⑥以外の所得	⑦		（うち特別控除額　円）	（一時所得又は長期譲渡所得は1/2）

配偶者の合計所得金額（①～⑦の合計額）　A　650,000 円

○　配偶者特別控除額の早見表

A欄の金額	控除額B
0円から380,000円まで	0円
380,001円から399,999円まで	380,000円
400,000円から449,999円まで	360,000円
450,000円から499,999円まで	310,000円
500,000円から549,999円まで	260,000円
550,000円から599,999円まで	210,000円
600,000円から649,999円まで	160,000円
650,000円から699,999円まで	110,000円
700,000円から749,999円まで	60,000円
750,000円から759,999円まで	30,000円
760,000円から	0円

配偶者特別控除額　早見表Bの金額　110,000 円

◎　この申告書は、平成28年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

◎　この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

社会保険料控除

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人 氏名	あなたとの続柄	あなたが本年中に支払った保険料の金額
				円
合計（控除額）				円

小規模企業共済等掛金控除

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
個人型又は企業型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計（控除額）	円

地震保険料控除

保険会社等の名称	保険等の種類（目的）	保険期間	保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	あなたとの続柄	地震保険料又は旧長期損害保険料の区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）Ⓐ	給与の支払者の確認印
						地震・旧長期	円	
						地震・旧長期		

Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額　Ⓑ　円　　Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額　Ⓒ　円

地震保険料控除額　〔Ⓑの金額　（最高50,000円）　円〕＋〔Ⓒの金額（Ⓒの金額が10,000円を超える場合は、Ⓒ×1/2+5,000円）※　（最高15,000円）　円〕＝　（最高50,000円）　円

※　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。